



桜前線も早々と通過し、初夏を思わせるような日が続いている4月です。
このたびのつちや通信は、税制改正を取り上げてみました。ご参考になればと思います。

平成14年度 税制改正

●交際費定額控除限度額の引き上げ

	改正前	改正後	実施時期
資本金1000万以下	400万	⇒ 400万	} H14年4月1日以後
// 5000万以下	300万	⇒ 400万	
// 5000万超	0	⇒ 0	

●中小企業の機械等の特別償却と税額控除

	改正前	改正後	実施時期
機械装置 取得価額	230万以上	⇒ 160万以上	H14年4月1日から2年間
器具備品 //	100万以上	⇒ 100万以上	H16年3月31日まで(2年延長)
貨物トラック 総重量	3.5t以上	⇒ 3.5t以上	//

●留保金課税税率の引き下げ

課税留保金額	改正前	改正後	実施時期
年3000万以下	10%	⇒ 9.5%	} H14年4月1日以後
年3000万超1億以下	15%	⇒ 14.25%	
年1億超	20%	⇒ 19%	

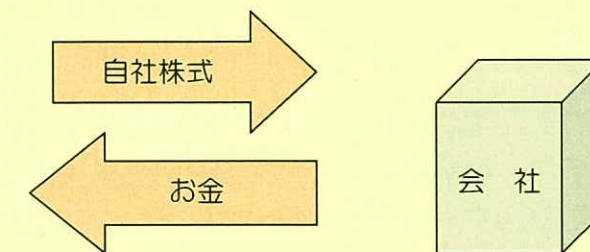
●その他改正点

①金庫株の解禁

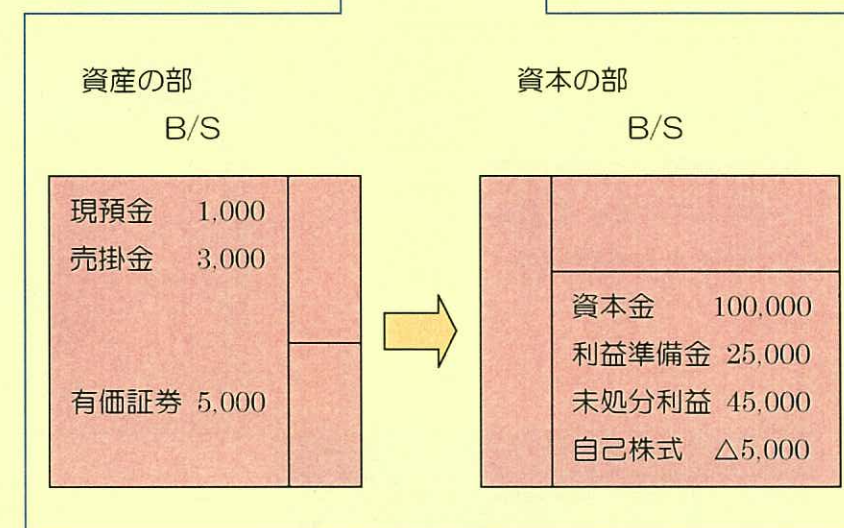
	改正前	改正後
自己株式の取得及び長期保有 表示個所 処分	制限あり 資産の部(有価証券) 損益取引(課税対象)	制限なし(特定の場合を除く) 資本の部のマイナス(自己株式) 資本取引(課税対象外)



譲渡所得や
配当所得に注意



※ただし、株主に
譲渡所得または配当所得が
生じることがありますので
ぜひご相談のうえ、行って
下さい。



②コンピューターの耐用年数の短縮

電子計算機のうち パーソナルコンピュータ 6年 ⇒ 4年
その他(サーバ、プリンタなど) 6年 ⇒ 5年

この規定は新規購入または既存のもの関係なく、平成13年4月1日以降に開始する事業年度についてすべてのコンピューターに適用されます。

③連結納税制度の導入

平成14年4月1日以後開始する事業年度から連結納税の導入が認められました。その適用条件は下記の通りです。

- ★ 親会社とその100%子会社
- ★ 選択制とし、国税庁の承認を受けること

③その他

- ◎ 特定同族会社株式を相続した場合の10%評価減
- ◎ 退職給与引当金の廃止
- ◎ 受取配当の益金不算入の割合が80%⇒50%の引き下げなど

詳しいことは担当者にお問い合わせください。



弥生サポート塾



今回は、預貯金管理に便利な、調整マーク機能について紹介します。

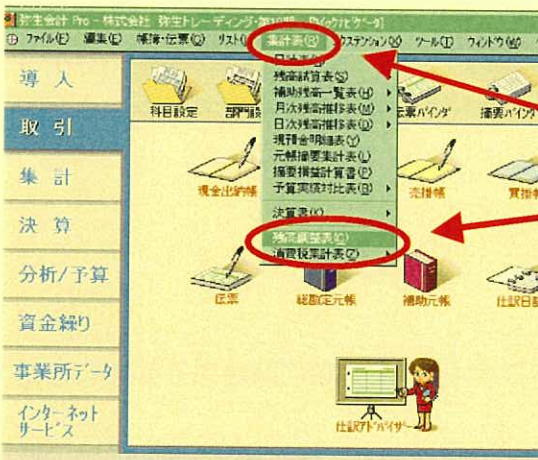
ご存知のように、未取付小切手などがある時に当座預金の帳簿金額と銀行残高が異なります。

こういう時に、調整マーク機能を使ってもらうと大変便利です。

未取付小切手の仕訳に
預金出納帳・仕訳日記帳
(どちらでも可)で調整マ
ークにチェックを付ける

預金出納帳

日付	仕訳	相手部	相手科目	借方	貸方	残高
03/28	買掛金 福本商會	買掛金小切手支払			2,058,793	3,855,282
03/29	75 地代家賃 ABビル	事務所家賃小切手支払 仕入5% 内税		252,000		3,603,282
03/29	78 車両費 ガソリン	北海道・ガソリン代 仕入5% 内税		89,853		3,513,429
03/29	77 荷造運賃送料 郵便部	やまい運送・運賃 仕入5% 内税		385,200		3,128,229
03/30	81 買掛金 アース商店	買掛金小切手支払		220,000		2,908,229
03/31	89 買掛金 コスモ	買掛金小切手支払		72,000		2,836,229



メニューバーの「集計表」から
「残高調整表」を選択

集計ボタンを押す

集計したい科目・
期間を選択

当座預金明細書との
残高が合います。

科目	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	集計
03/28 北海道・ガソリン代													89,853
03/29 車両費/ガソリン													385,200
03/29 荷造運賃送料													220,000
03/30 買掛金/アース商店													72,000
03/31 買掛金/コスモ													189,500
03/31 買掛金/スターエッセ													
合計													3,272,187
帳簿残高													3,272,187
調整残高													4,218,520

帳簿残高

預金残高

平成14年 4~5月税務カレンダー

4月

- ◆ 3月分源泉所得税の納付・・・4月10日まで
- ◆ 個人所得税の振替日・・・4月19日
- ◆ 個人消費税及び地方消費税の振替日・・・4月25日
- ◆ 軽自動車税の納付
- ◆ 固定資産税の第1期分の納付

5月

- ◆ 4月分源泉所得税の納付・・・5月10日まで
- ◆ 自動車税の納付